

令和7年度袖ヶ浦市青少年問題協議会

次 第

日 時 令和7年10月28日（火）

午後2時～

場 所 市役所北庁舎3階 会議室3-2

1 開 会

2 会長挨拶

3 委員自己紹介

4 講 義

『現代社会における親と子の関係についての現状と課題』

東洋大学社会学部 教授 西野 理子 氏

5 報告及び意見交換

（1）木更津警察署管内の青少年犯罪の現状について

（2）小・中・高等学校の現状と課題について

（3）令和7年度青少年健全育成事業の実施状況について

ア 青少年相談員連絡協議会事業

イ 子ども会育成会連絡協議会事業

ウ 青少年育成袖ヶ浦市民会議事業

エ 放課後子供教室推進事業

オ 生涯学習ボランティア促進事業（ユースボランティア）

カ そでがうらわんぱくクエスト事業

（4）意見交換

6 閉 会

●袖ヶ浦市青少年問題協議会委員名簿

令和7年6月20日現在

選出区分	氏名	備考
会長	かすやともひろ 粕谷 智浩	市長
関係行政機関の職にある者	こじま さとる 小島 智	副市長
関係行政機関の職にある者	ときたみちお 鶴田 道雄	教育長
関係行政機関の職にある者	さわだあきこ 澤田 安紀子	木更津警察署代表
関係行政機関の職にある者	こやま ゆういちろう 小山 雄一郎	袖ヶ浦高等学校代表
関係行政機関の職にある者	いぜき てつたろう 井関 徹太郎	市中学校長代表
関係行政機関の職にある者	たきざわ まこと 瀧澤 真	市小学校長代表
関係行政機関の職にある者	たかうら まさみつ 高浦 正充	教育部長
関係行政機関の職にある者	すずき だいすけ 鈴木 大介	学校教育課長
関係行政機関の職にある者	わかつき よしはる 若月 義治	子育て支援課長
学識経験のある者	もりおか かおり 森岡 かおり	社会福祉協議会代表
学識経験のある者	さいとう ともえ 齊藤 智枝	民生委員児童委員協議会代表
学識経験のある者	たなか ゆきお 田中 雪夫	社会教育委員代表
学識経験のある者	むねまさ つねおき 宗政 恒興	保護司会代表
学識経験のある者	たかの けいすけ 高野 圭介	青少年相談員連絡協議会代表
学識経験のある者	ながさわ さとこ 永澤 聖子	子ども会育成会連絡協議会代表
学識経験のある者	はなざわ たつのり 花澤 辰則	PTA連絡協議会代表

4 講義

現代社会における親と子の関係についての現状と課題

5 報告及び意見交換

（1）木更津警察署管内の青少年犯罪の現状について

（2）小・中・高等学校の現状と課題について

ア 青少年相談員連絡協議会事業

令和7年度 袖ヶ浦市青少年相談員連絡協議会事業報告

【活動の目的】

青少年相談員は、青少年健全育成の担い手として、また、青少年の良き理解者として、その任務の重要性を十分に認識し、青少年とのふれあいの仲で愛情と熱意を持って、次の重点目標の達成を期し、青少年健全育成の先導役として積極的な活動を行います。

【重点目標】

- 1 各地区における青少年育成関係団体との連携と協調に基づく育成活動を展開する。
- 2 地域ぐるみの健全育成を図るため、市民に対する啓発活動を推進する。
- 3 明るい社会環境づくり活動を推進する。
- 4 青少年健全育成活動に資するため研修会を実施する。

【主な活動内容 1】

事業名 SODEGAURA子どもスポーツフェスタ2025 vol. 2
目的 青少年相談員が、青少年の心身を健全に成長させるために指導者としての心構えや、青少年の健康づくり、体力づくりに必要な知識などを習得することを目的とする。
日 時 令和7年10月25日（土）
場 所 袖ヶ浦市総合運動場、昭和小学校体育館
参加者 220名（子どものみ）（延べ人数）
内 容 小学生及び未就学児を対象に市内スポーツ団体に講師を依頼し、様々な種目のスポーツ体験会を行った。
成 果 事前申し込みに加え、当日受付も可能にした。
小雨が降るなかの開催となったが、親子で来場する参加者が多く、親子一緒に初めて挑戦するスポーツを楽しんでいた。
参加者は市内の小学生及び未就学児であり、地域間交流及び異年齢での交流を図ることができた。
また、体験会の講師を市内のスポーツ団体に依頼することで、子どもたちが団体を知るきっかけにもなり、市内スポーツ人口の増加にも寄与することができ期待される。



(3) 令和7年度青少年健全育成事業の実施状況について

【主な活動内容2】

事業名 根形支部 芋ほり体験会

日 時 令和7年10月18日（土）

場 所 根形地区

参加者 50名程度（内保護者20名程度） ※定員なし

内 容 青少年相談員が栽培したサツマイモ畑にて、根形地区の子どもたちが芋ほり体験を行った。

成 果 農作物の収穫体験を通じて自然触れることで、普段食べている食物や袖ヶ浦市の農業への理解・関心を深めることができた。



(3) 令和7年度青少年健全育成事業の実施状況について

イ 子ども会育成会連絡協議会事業

令和7年度 袖ヶ浦市子ども会育成会連絡協議会事業報告

【活動の目的】

子ども会は同じ地域に住む様々な年齢の子どもたちで組織された、最も身近な地域集団です。「遊び」を中心とした活動を通して、自主性や社会性など、将来たくましく生きていくために必要な心と体の能力を身に付けていくことを目的としています。

【主な活動内容】

事業名 夏季中央キャンプ大会

目的 キャンプ体験を通じて、地域における少年少女の健全育成に寄付する事を目的とする。

日 時 令和7年8月22日（金）～24日（日）2泊3日

場 所 鹿野山少年自然の家

参加者 28名（子ども 8名、ジュニアリーダー 9名、大人 11名）

内 容 市内在住の小学4年生～中学3年生を対象に鹿野山少年自然の家にて、2泊3日で合宿を行った。



ウ 青少年育成袖ヶ浦市民会議事業

1 青少年育成袖ヶ浦市民会議

青少年の健やかな成長は、袖ヶ浦市民みんなの願いであります、青少年にとって最も身近な生活の場である地域において、育成活動を行うことが重要であるといわれています。

そのような状況の中、住民を主体に地域ぐるみで青少年の健全育成活動に取り組むため、昭和53年に県のモデル地区として「青少年育成袖ヶ浦市民会議」が発足しました。

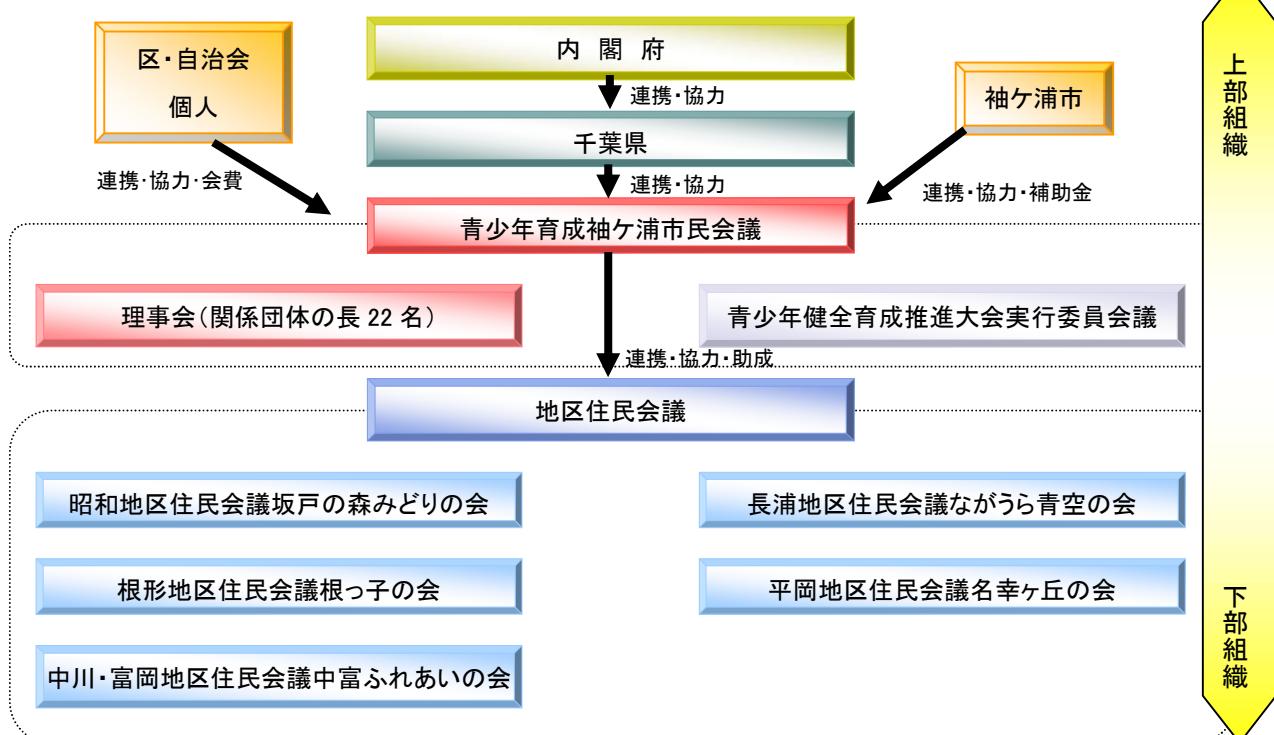
また、平成14年には、より地域に根ざした活動を行うために、青少年育成袖ヶ浦市民会議の下部組織として、市内5地区に「地区住民会議」が発足しました。

★設立年月日 昭和53年（1978年）12月8日

★構成団体 22団体

社会教育委員、自治連絡協議会、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会、君津地区保護司会袖ヶ浦支部、スポーツ推進委員協議会、ガールスカウト育成会、小中学校長会、サッカー協会、レクリエーション協会、公民館運営審議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、ボイスカウト育成会、PTA連絡協議会、少年野球連盟、袖ヶ浦地区更生保護女性会、坂戸の森みどりの会、ながうら青空の会、根っ子の会、中富ふれあいの会、名幸ヶ丘の会

★組織図



(3) 令和7年度青少年健全育成事業の実施状況について

2 地区住民会議の活動

(1) 子ども安全パトロール（全地区）

児童の登下校時間に合わせ、オレンジ帽子を被って買い物や散歩をしながらパトロールを行い、児童生徒の安全確保を図っている。

(2) 夏季愛のパトロール

夏休み期間中に青少年関係団体と協力してパトロールを行い、青少年の見守り・非行防止に取り組んだ。また、危険箇所の確認を行う。

(3) デイキャンプ

（飯盒炊飯やキャンプファイヤー等、非日常的な体験の場を提供する事業）

3 青少年健全育成推進大会

目的 次代の担い手である青少年健全育成が、真にその成果を発揮するためには、地域における住民の日常的な育成活動が活発に行われることが必要である。このため、青少年関係機関、団体等の関係者をはじめ一般市民の参加を求めて、青少年健全育成推進大会を開催し、市民各層の青少年育成運動に対する理解と自覚と積極的参加を促進するため開催する。

日時：令和7年7月5日（土）13：00～

内容：袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈 6名

市民会議会員募集

大会宣言-袖ヶ浦市子育ての提言-

実践発表「ガウラこども食堂」

「袖ヶ浦市ジュニアリーダースクラブ」

記念講演（第1回市民三学大学講座）

演題 いまどきの子どもたちの心理

～対人関係を変える心の技法～

講師 名越 康文 氏 ※精神科医

結果：当日参加者数 294名

視聴申込者数 217名

工 放課後子ども教室推進事業

1 放課後子ども教室とは

小学校区において、放課後や長期休業中等に小学校の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、体験・交流活動等を実施しています。これらの活動を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

【目的】

- ① 安全な活動場所作り
- ② 体験活動
- ③ 異学年の交流
- ④ 地域住民の交流、学校理解

2 市内実施状況

- ・昭和小学校「もりのこクラブ」 平成20年度～
- ・長浦小学校「あそボラ!!やかたっ子広場」 平成25年度～
- ・根形小学校 ※名称未定 令和7年度～

放課後帰宅せずに、スタッフ等が見守る中で、学校の体育館やグラウンド等で自由あそびを中心に活動する。



昭和小学校「もりのこクラブ」の様子



長浦小学校「あそボラ!!やかたっ子広場」の様子



根形小学校放課後子ども教室の様子

(3) 令和7年度青少年健全育成事業の実施状況について

【袖ヶ浦市放課後子供教室の実績等】 ※9月末時点

	昭和小 「もりのこクラブ」	長浦小 「あそボラ!!やかたっ子広場」	根形小 放課後子供教室
会場	昭和小学校 ・ 体育館 ・ 運動場	長浦小学校 ・ 運動場（児童） ・ 体育館（ちょいボラ講座）	根形小学校 ・ 体育館 ・ 運動場
実績等	・ 64名登録 3回実施 (延べ115名参加)	【子どもの活動】 ・ 132名登録 3回実施 (延べ356名参加) 【ちょいボラ講座】 ・ 4回実施 (延べ22名参加)	・ 35名登録 1回実施 (67名参加)
備考	・ 今年度9回実施予定 (うち3回実施済み) ・ 早帰りの日に合わせて実施	【子どもの活動】 ・ 今年度13回実施予定 (うち3回実施済み、雨天等により3回中止) ・ 早帰りの日に合わせて実施 【ちょいボラ講座】 ・ 今年度11回実施予定 (うち4回実施済み)	・ 今年度6回実施予定 (うち1回実施済み) ・ 早帰りの日に合わせて実施

(3) 令和7年度青少年健全育成事業の実施状況について

オ 生涯学習ボランティア促進事業（ユースボランティア）

1 ユースボランティアとは

社会教育の多様性、発展性を向上させるためには、幅広い世代の参画が必要です。そこで、次世代の担い手となる若者の協力のもとに、市の社会教育に活力を吹き込むことを目指し、高校生や大学生世代を対象とした「ユースボランティア」を募集しています。

また、活動を通じて、若者が自らの価値や可能性を見出すきっかけを与えるとともに、社会に参画していくこうとする意識の形成や、他人に対しての思いやりの心を育むことを目指します。

2 登録人数

令和3年度	25名	(大学生3名 高校生22名)
令和4年度	14名	(大学生2名 高校生12名)
令和5年度	14名	(学生12名 その他2名)
令和6年度	24名	(学生23名 その他1名)
令和7年度	26名	(学生24名 その他2名) ※9月末時点

多くの若者が参加することを目指すため、SNSを利用した情報発信とともに、近隣市の学校・社会教育機関等に対してチラシ・ポスターの配布を予定しています。



↑ユースボランティア
会員が作成したチラシ

3 活動状況

主催者からの要請に基づき、社会教育事業を中心とした市主催事業等の支援・補助を行います。

【令和7年度ユースボランティア派遣事業実績 ※9月末時点】

・ミュージアムフェスティバル（郷土博物館）	1名
・ねこまろ（根形交流センター）	のべ 4名
・あそボラ！やかたっ子広場（生涯学習課）	1名
・そでがうらわんぱくクエスト（生涯学習課）	のべ20名
・Cinema the Gaura Project 上映会（袖ヶ浦市協働事業）	のべ 3名



(3) 令和7年度青少年健全育成事業の実施状況について

力 第30回そでがらわんぱくクエスト事業

1. キャッチフレーズ

「心に刻む最高の夏！～ジブン、全力アップデート～」

2. 目的

自分たちで行程を考えながら、仲間と共同生活を送ることを通じて、課題に対応し、解決する力・コミュニケーション力・柔軟に考え行動する力を身につけさせ、地域の素晴らしさや温かさ、日常のありがたさを感じさせることを目指すとともに、未来の袖ヶ浦市を担う人材の育成を図ります。



3. 実施期間

- ・事前研修会：令和7年7月12日（土）
- ・本 研 修：令和7年7月28日（月）～7月30日（水）2泊3日

4. 参加者数

- ・42名（小学生37名 中学生5名）

5. 活動の特徴



野外泊、自炊、全行程徒步移動など、地域との交流やふれあいを肌で感じ、様々な体験を行いながら自分たちの力でゴールを目指す「非日常」の旅です。

参加者は男女別で7人一組の班を作り、自分たちで決めたスタート地点にバスで移動し、それぞれ出発します。そして、3日間をかけてゴールの袖ヶ浦市役所を目指しました。

今年度は故郷の魅力を再発見しながら、自分自身を『アップデート』＝成長させるというねらいのもと、袖ヶ浦市を2泊3日かけて存分に巡りました。

活動範囲は昨今の暑さにも対応した事業展開を目指すため、袖ヶ浦市内のみとし、日中の長距離移動をおさえることや緊急時の対応を迅速に行うことを行いました。

各班には、参加者の活動を見守る「カウンセラー」と呼ばれる成人の支援者と事業支援ボランティアが同行し、安全面のフォローを行いました。

また、朝夕に看護師による健康観察、熱中症対策として気温が高くなる時間帯には手足のアイシングを実施し、体調・健康面のフォローを行いました。

さらに、野外生活で必要なスキルを身につけ、本研修中の行程を計画する事前研修会を実施しました。



(3) 令和7年度青少年健全育成事業の実施状況について

6. 主な立ち寄り地

- ・農業センター、平川消防署、袖ヶ浦公園、百目木公園、奥野農園、奥野牧場、齋藤ガーデン、ひらおかの里農村公園、飽富神社、善福寺、率土神社、市内小中学校、平川保育所、袖ヶ浦高等学校、市内交流センター、各社会教育施設（郷土博物館等）



7. アンケート結果より（調査対象：参加者及び保護者）

- ①「2泊3日の旅はどうでしたか？」（参加者）
最高だった！ 60%、よかったです 38% あまりよくなかった 2%
- ②「将来、ボランティアとして事業に参加してみたいですか？」（参加者）
はい 74%、いいえ 26%
- ③「自分自身をアップデート（成長）させることができましたか？」（参加者）
すごく成長した！ 35.7%、成長した 59.5%、どちらともいえない 4.8%
- ④「本事業にお子様を参加させて良かったですか？」（保護者） はい 100%

8. 参加者・保護者からのコメント（感想文・アンケートより抜粋 原文のまま）

【参加者】

- ゴール出来たときの達成感がすごかった。みんなで協力して生活できて楽しかった。学校間を超えてお友達ができるよかったです。
- 足は疲れただけ、みんなとご飯を作つて美味しかった。みんなと話をいっぱい出来て楽しかった。色々な体験も出来たので楽しかったし、ためになつた。
- 班の仲間と一緒にたくさん歩いて、しんどい時もあったけどそれ以上に全部が楽しかった！歩いてばかりでも辛くなかったのは、太陽が雲に隠れた時、『フィーバータイム！』と皆で大騒ぎしながら歩いたから。

【保護者】

- 楽しそうに仲間とゴールする姿を見た瞬間、またひとり回り大きく成長して帰ってきたのを感じた。わんぱくの3日間は、参加した子どもももそうだが、信じて待つ親もまた少し成長できる期間だ。今しかできない経験を親子共々させて頂き、とてもありがとうございます。
- 帰つて来て直ぐに、すごく生活が変わつたとかではないですが、3日間の経験は何歳になつても忘れられない一生の宝物になると思うし、辛かったことや成し遂げた時の達成感だったり、必ずこの経験が役立つ時がくると思うので。お友達と遊ぶ以外は家にこもることが多かったですが、わんぱくから帰つてきてからは散歩が好きになつたとよく歩きに行くようになりました。
- 2泊3日、自分たちで考え行動する体験は、なかなか出来ない事なので、これから生きていく糧になつたと思います。帰つてからは、自信がついたらしく手伝い等、進んでやるようになりピックリしています。今回、子供達のサポートに関わつてくださつた皆さんには感謝しかありません。ありがとうございました。
- 近隣他市にはこのような事業はなく、袖ヶ浦の子でないと参加できない貴重な体験ができます。民泊などは、なかなか個人でやろうと思ってもできるものではないので、このような事業を、長年続けていただきありがとうございます。本人は楽しさ半分、辛さ半分といったところでしょうか。でも、来年もまた参加したいと言つていますので、今年の夏の良い思い出になつたと思います。本当にありがとうございました。

（4）意見交換

○袖ヶ浦市青少年問題協議会条例

昭和46年11月3日条例第58号

改正

昭和51年4月28日条例第26号
昭和60年3月20日条例第10号
平成12年3月29日条例第27号
平成13年3月30日条例第17号
平成14年3月29日条例第18号
平成28年11月15日条例第20号

袖ヶ浦市青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 管内における青少年に関する施策の連絡調整を図り、その効果的推進を期し、もって青少年の健全な育成を図るため地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第1条の規定により袖ヶ浦市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調整審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- (3) 法第2条第2項の規定による意見具申に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員17人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 協議会に、副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職にある者 9人以内
- (2) 学識経験のある者 7人以内

(委員の任期)

第4条 前条第4項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長、副会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるとき、又は会長、副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となり、議事を整理する。

(専門委員)

第7条 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第26号）

この条例は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第10号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に青少年問題協議会委員として任命又は委嘱されている者の委員の任期は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則（平成28年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

○袖ヶ浦市青少年問題協議会条例施行規則

平成14年3月27日教委規則第13号

改正

平成19年3月30日教育委員会規則第2号

平成27年3月23日教育委員会規則第2号

平成28年11月15日教育委員会規則第4号

袖ヶ浦市青少年問題協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市青少年問題協議会条例（昭和46年条例第58号。以下「条例」という。）

第8条の規定により袖ヶ浦市青少年問題協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第4項第1号に規定する関係行政機関の職にある者とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市副市長
- (2) 市教育長
- (3) 木更津警察署代表
- (4) 市内の高等学校代表
- (5) 市小・中学校長代表
- (6) 市青少年関係部・課の長

(幹事)

第3条 協議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、市及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について相互の連絡協調を図り、もって委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において事務を処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第2号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第2号抄）

(施行期日等)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

5 在職期間については、第4条の規定による改正後の袖ヶ浦市青少年問題協議会条例施行規則第2条の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の袖ヶ浦市青少年問題協議会条例施行規則第2条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

地方青少年問題協議会法

発令：昭和28年7月25日法律第83号

最終改正：平成25年6月14日号外法律第44号

改正内容：平成25年6月14日号外法律第44号[平成26年4月1日]

○地方青少年問題協議会法

〔昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号〕

〔総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・労働大臣署名〕

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。
〔次のように略〕

附 則〔昭和三二年六月一日法律第一五八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則〔昭和三三年五月一〇日法律第一四四号〕

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三七年四月一六日法律第七七号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四一年三月三一日法律第一六号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第九九号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～五 〔略〕

六 青少年問題審議会

七～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に

定める日から施行する。

一　〔略〕

二　第一条〔中略〕の規定　平成二十六年四月一日

三　〔略〕

（政令への委任）

第十一條　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。